



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 26 日(金)  
第 8 6 6 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の廃止 (890) (長寿社会課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (891) (農地・水保全課) . . . . . 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (892) (治山砂防課) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (893) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
◇ 正 誤	平成26年 4 月30日付鳥取県公安委員会告示第 1 号中訂正 . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第890号

平成22年鳥取県告示第660号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）は、廃止する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第891号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、岩美土地改良区の定款の変更を平成26年12月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第892号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

大江A地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭町大江字小谷口上エ1700	1号
八頭町大江字小谷口上エ1698	2号
八頭町大江字山神下モ分1713	3号
八頭町大江字山神下モ分1712	4号
八頭町大江字枋谷土居797	5号
八頭町大江字枋谷土居799	6号
八頭町大江字枋谷土居830地先道路	7号
八頭町大江字枋谷土居827地先道路	8号
八頭町大江字枋谷土居823地先道路	9号
八頭町大江字枋谷土居819-1地先道路	10号
八頭町大江字小谷口851-1地先道路	11号

**鳥取県告示第893号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社 I A P	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	平成27年1月1日

---

**正 誤**

平成26年4月30日付鳥取県公報第8593号の鳥取県公安委員会告示第1号（警備員等の検定等に関する規則による交通誘導警備業務を行う区間の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 1

誤 第2条の表の5の項

正 第2条の表の6の項